

平成 24 年 6 月 21 日

## 企業結合（ステップ 2） その他の論点の検討

### 1. 企業結合に係る特定勘定及び偶発負債に関する事項

#### (1) 概要

- 現行の日本基準においては、取得日時点で義務付けられなくても、負債として企業結合に係る特定勘定が認識されるが、国際財務報告基準の下では認識されない場合がある。一方、蓋然性が高くないため、現行の日本基準では負債として認識されない偶発負債（偶発債務）が、国際財務報告基準の下では認識される場合がある。

#### (2) 企業結合に係る特定勘定

##### 国際的な会計基準における考え方

国際的な会計基準では、取得日時点で負債としての定義を満たす場合にのみ負債を認識し、当該時点で負債とならないものは費用が発生した時に企業結合後の活動又は取引として認識することについて、次のように説明している。

- 取得企業によって支払われる価格は、将来の損失や、例えば新しいシステムに対する投資の費用など将来の事業の運営に関連した「不可避的な費用」にも影響される。企業結合時にリストラクチャリングに関する負債を認識する一方で、企業結合の結果として生じる事業運営上の「不可避的な費用」に関する負債の認識を認めないことは矛盾する<sup>1</sup>（IFRS 第 3 号 BC 第 135 項、SFAS141（R）B135 項）。
- IAS 第 22 号「企業結合」の要件は、リストラクチャリングの計画が企業結合に関連して生じたのか、あるいは企業結合とは関係なく生じたのかによって、負債の認識時期が異なりうる。認識時期が異なることにより財務諸表の比較可能性及び信頼性が低下し、利用者に提供されるリストラクチャリングに関する情報の有用性が損なわれる（IFRS 第 3 号 BC 第 137 項、SFAS141（R）B137 項）。
- 偶発事象に関する取扱いとリストラクチャリング費用に関する取扱いは、負債の定義を満たす債務が取得日時点で存在している場合のみ負債の認識を要求している点で互いに整合している（IFRS 第 3 号 BC 第 141 項、SFAS141（R）B141 項）。
- リストラクチャリング費用に関する規定は、他の資産の取得に関連して発生する費用

<sup>1</sup> IFRS 第 3 号の審議の過程においては、「被取得企業の活動を終了又は縮小するための費用の見積りは、被取得企業に対して取得企業が支払った価格に影響を及ぼすと考えられ、したがってのれんを測定する際に考慮すべきである。」というような意見が寄せられたが、取得企業によって支払われる価格は、将来の損失や、例えば新しいシステムに対する投資の費用など将来の事業の運営に関連した「不可避的な費用」にも影響されることに着目し、そうした主張を却下している。（IFRS 第 3 号 BC 第 134 項及び第 135 項）。

処理の実務と整合している。資産の取得時に予想される取得後費用は取得日時点では認識しない代わりに、それらの費用は発生した時点で会計処理される（IFRS 第 3 号 BC 第 142 項及び第 143 項、SFAS141（R）B142 項及び B143 項）。

#### 現行の日本基準における考え方

- 識別可能負債に該当しないもののうち、企業結合の条件交渉の過程で、被取得企業に関連して発生する可能性のある将来の費用又は損失が取得の対価に反映されている場合（取得の対価がそれだけ減額されている場合）には、被取得企業が企業結合日前に当該費用又は損失を負担したと考えられる。
- これらの費用等を企業結合日以後の取得企業の業績に反映させないほうが、取得企業の投資原価の回収計算を適切に行うことができると考えられる。

#### 検討の方向性について

##### （案 1）企業結合に係る特定勘定の取扱いを廃止する。

- ✓ 市場価格のある株式の交換により取得した場合における交付した株式は、平成 20 年改正（企業結合（ステップ 1））により、原則として、企業結合日における株価を基礎にして算定するものとされたことから、企業結合に係る特定勘定と取得の対価との関係が部分的に喪失し、投資原価の回収計算を適切に行うという目的が必ずしも達成できない場合があり、現行の取扱いを維持する論拠が整合しなくなっている。
- ✓ 企業結合時の負債の認識に関して蓋然性要件を削除する提案を仮定として置いた場合、現在は蓋然性が高くないため識別可能負債として認識されないものの、企業結合に係る特定勘定の要件を満たし負債として認識される偶発債務が、今後は識別可能負債として引き続き負債として認識される場合も考えられ、特定勘定を廃止したとしても、蓋然性要件の見直しと一体で整理すれば、財務諸表に与える影響は限定的な可能性もあると考えることもできる。

##### （案 2）企業結合に係る特定勘定の取扱いを見直さない。

- ✓ 企業結合に係る特定勘定は、取得後における支出の発生の可能性が取得の対価の算定に反映されている場合に認識される、対価に見合う支出見込額であるため、現在の債務ではないとしても、企業結合時に負債に計上するほうが企業結合の実態が財務諸表に反映され、その後の損益計算を適切に行うことができる。
- ✓ 市場価格のある株式の交換により取得した場合、交付した株式を企業結合日における株価を基礎にして算定することから、投資原価の回収計算を適切に行うという目的が必ずしも達成できない場合があり、現行の取扱いを維持する論拠が整合しなくなっているという意見がある。しかしながら、交付する株式に市場価格がない場合には、現行の取扱いの論拠は維持されていると考えられる。

- ✓ 特定勘定は、負ののれんを見直したことに合わせて企業結合（ステップ１）において見直されたばかりであり、計上要件を追加したこと等による今後の適用状況等も踏まえて慎重に検討すべきである。
  - ✓ 企業結合後に損失発生の可能性が高い場合に、我が国では現在の債務ではないとしても商慣行としては債務と同様に考えられることや、企業結合後の投資原価の回収計算を適切に行い得る観点から、本論点は、引当金全体の問題ととらえ、特定勘定は廃止すべきではないという意見が聞かれる。
- 上記を勘案し、（案２）でどうか。

### （３）偶発負債

#### 国際的な会計基準における考え方

過去の事象から生じた現在の債務であり、信頼性をもって公正価値を測定できる場合には、債務を決済するために経済的便益を含む資源の流出が必要とされる可能性が高くないとしても、企業結合によって引き受けた偶発負債を取得時点で認識する。

- 偶発負債を分析し検討した結果、多くは条件付の債務とともに無条件の債務を含んでいる。また、無条件債務を負っている場合、関連する条件付債務に伴う便益の流出時期及び金額について不確実性があったとしても、経済的便益の流出は避けられないため、負債（無条件債務）はフレームワークの蓋然性の認識規準を常に満たしていることになる。したがって、IFRS 第３号において蓋然性の規準を含める必要はない（IFRS 第３号 BC 第 128 項から第 130 項、SFAS141（R）B128 項から B130 項）。
- 企業結合で引き受けた負債は、フレームワークの負債の定義を満たす場合にのみ認識すべきであり、偶発負債は現在の債務である場合にのみ認識すべきである。したがって、偶発負債について（その定義に含まれている）「過去の事象から発生し得る債務」の認識を認めていない（IFRS 第３号 BC 第 274 項及び第 275 項、SFAS141（R）B274 項及び B275 項）。

#### 現行の日本基準における考え方

- 企業結合日時点の識別可能負債の範囲は、原則として、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の下で認識されるものに限定される。
- 偶発負債の会計実務（企業結合時を含む）は、日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第 61 号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」が参照され、債務保証損失引当金については、企業会計原則注解（注 18）に基づく会計処理が適用されていると考えられる（（参考資料 2）参照）。
- 蓋然性が極めて乏しい事象（構成要素）を財務諸表上で認識すると、財務諸表利用者に対して誤解を招く情報が生まれると考えられるため、財務諸表上での認識対象となるためには蓋然性が求められている。したがって、蓋然性要件を削除することは財務

情報の有用性の観点から適切ではない。

- 蓋然性が高くないことにより負債として認識しない偶発債務は、注記として開示されることから、現行の取扱いを継続したとしても情報の有用性を著しく損なうことにはならない。

検討の方向性について

（案Ａ）企業結合時に限り負債の認識に関して蓋然性要件を外す。

- ✓ 通常時における負債の認識要件と企業結合時における負債の認識要件は同一であるべきという意見がある。しかしながら、企業結合は取得の対価を伴っている点で通常時とは異なっており、例えば、偶発債務が企業結合における対価計算の基礎に含まれている場合に負債として計上することは、将来的に経済的便益の流出を伴う可能性がある債務を引き受けたという実態を財務諸表に反映することになると考えられる。これは、企業結合により「分離して譲渡可能な無形資産」を受け入れた際の取扱いとも整合している。

（案Ｂ）企業結合時の負債の認識に関して特段の定めを設けない。

- ✓ 企業結合時における負債の認識の取扱い（蓋然性要件を除外するかどうか）については、引当金一般の議論の進展と合わせて対応すべきである。
  - ✓ 通常時における負債の認識要件と企業結合時における負債の認識要件は同一であるべきであり、差異を設ける必然性に乏しい。通常時の取扱いが定められれば、企業結合時における取扱いも自ずと決まることになり、引当金一般の会計基準よりも先行して企業結合の会計基準に特段の定めを設ける緊急性は乏しいと考えられる。
  - ✓ 蓋然性が高くないことにより負債として認識しない偶発債務は、注記として開示されることから、現行の取扱いを継続したとしても情報の有用性を著しく損なうことにはならないと考えられる。
- 上記及び企業結合に係る特定勘定についての検討の方向性を踏まえ、（案Ｂ）でどうか。

（４）第 81 回企業結合専門委員会（平成 24 年 4 月 12 日）で聞かれた意見

- 特定勘定の取扱いについては、負ののれんを見直したことに合わせて企業結合（ステップ 1）において見直されたばかりであり、また、引当金全体の議論として、負債の概念を整理した上で対応すべきであり、企業結合（ステップ 2）の中でこの部分だけ切りだして議論をするのは適切ではないのではないか。

#### ディスカッション・ポイント 1

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 企業結合に係る特定勘定についてどう考えるか。</li><li>✓ 偶発負債（蓋然性要件）についてどう考えるか。</li></ul> |
|---|

## ２．新株予約権の取扱い

### (1)概要

- 企業結合において、取得企業がそのストック・オプションを被取得企業のストック・オプションと引き換える場合、現行の日本基準では、原則として企業結合日の時価により、取得に要した支出額に準じて取得原価に含めることとされている<sup>2</sup>が、取得に要した支出の取扱いを見直した場合には、この取り扱いについても検討する必要がある。また、国際的な会計基準では、被取得企業の株式報酬と交換に付与する取得企業の株式報酬は、IFRS 第２号「株式報酬」に従って測定され、取得企業が被取得企業の株式報酬を企業結合前における被取得企業の報酬部分に相当する金額を譲渡対価の測定に含めることとされている。現行の日本基準と国際的な会計基準における、新株予約権の取扱いは（参考資料３）を参照。

### (2)検討の方向性について

【検討事項】 仮に取得に直接要した支出額を発生時に費用処理する場合に、当該支出に準ずる新株予約権については、どのように取り扱うべきか

（案１）発生時に費用処理する。

- 現行基準において、取得に直接要した支出額に準じた取扱いとされているのは、被取得企業の従業員等が、被取得企業又はその旧所有者ではないことから、当該新株予約権が「取得の対価」を構成しないと考えられていることによる。したがって、仮に、取得に直接要した支出額が費用処理される場合には、当該支出額に準ずるものについても、「取得の対価」に含めて取り扱うべきではなく、発生時に費用処理すべきである。

（案２）発生時に費用処理しない。

- ✓ 被取得企業の従業員等に対する報酬としての新株予約権と引き換えに付与した取得企業の新株予約権は、企業結合とは別の取引によるものではなく、企業結合の一部である。
- ✓ 現行の基準において、取得に直接要した支出額に準じた取扱いとされているのは、発生時に費用処理しないための方法であって、取得に直接要した支出額の処理が変更されれば、その処理に拘泥する必要はない。
- なお、発生時に費用処理しない場合の具体的な処理としては以下が考えられる。

（案２ - １）識別可能負債に準じて配分する。

- ✓ 取得企業が、新株予約権を付与する被取得企業の従業員等は、あくまでも被取得企業又はその所有者ではないことから、当該新株予約権は「取得の対価」を構成せず、むしろ企業結合における債権者の取扱いと同様に、識別可能負債に準じて配分する。

<sup>2</sup> これは、被取得企業の従業員等が被取得企業又はその旧所有者ではないため、当該新株予約権が取得の対価を構成しないことによる。

（案２ - ２）取得の対価に準じて、取得原価に含める（資本に準じた取扱い）。

- ✓ 取得企業が旧所有者や被取得企業に交付したものが取得の対価になるが、負債ではない新株予約権については、取得企業が取得に要した株主資本に準じ、取得の対価に準じて考え、取得原価に含める。

【検討事項】仮に取得に直接要した支出額を発生時に費用処理する場合に、取得に直接要した支出として外部のアドバイザー等に取得企業が新株予約権を付与する場合については、どのように取り扱うべきか。

（案）取得に直接要した支出額として、費用処理することが考えられるかどうか。

- 取得に直接要した支出額を発生時に費用処理する考え方（企業結合に際して、被取得企業との間で直接の交換対象とはされないため）と整合する。
- 現金又は新株予約権といった対価の種類によって、取得原価に含めるか否かは変わらない。

【検討事項】代替報酬を付与する場合、譲渡対価に含める金額と結合後の費用にすべき金額をどのように按分するか。

（案）当該新株予約権は、「ストック・オプション等に関する会計基準」に従って測定するとともに、譲渡対価には、権利確定期間合計又は被取得企業の報酬の当初権利確定期間のどちらか長い方に対する完了した権利確定期間部分の比率を乗じた金額を含めることが考えられるかどうか。

- ✓ 取得日時点において、新たに新株予約権を発行するのではなく、既に被取得企業で発行されている新株予約権を交換するのであり、その後の会計処理を適切にするためには、「合併期日の時価」ではなく、「ストック・オプション等に関する会計基準」に従い測定すべきある。
- ✓ 取得企業が代替する新株予約権の権利確定期間が、被取得企業における当初の権利確定期間よりも長く設定されているような場合には、長い方の権利確定期間に占める、取得日までに完了した権利確定期間の比率を乗じた部分を、譲渡対価に含め、代替する新株予約権の権利確定期間まで、取得後の報酬費用を計上する方が、より適切な処理となる。

### ３．条件付取得対価の交付の取扱い

#### (1)概要

- 条件付取得対価について、現行の日本基準では、当該条件付取得対価の交付又は引渡が確実となるまで会計処理を行わないものとされているが、国際的な会計基準では、取得日の公正価値によって認識し、取得日以後に当該公正価値の変動があった場合に一定の会計処理をする点で相違がみられる。

#### (2)検討の方向性について

(案１) 条件付取得対価契約を企業結合日の時価で取得原価に含める方向で見直しを行う。

- ✓ 企業結合会計基準では、被取得企業又は取得した事業の取得原価は、原則として取得の対価となる財の企業結合日の時価で算定するとしており、条件付取得対価も企業結合における合意に基づく支払対価である。
- ✓ 測定の信頼性という問題については暫定的な会計処理とその見直しにより対応し得る。

- なお、条件付取得対価契約を企業結合日の時価で取得原価に含める方向で見直しを行う場合、事後的な会計処理については以下の取扱いを定めることが考えられる。

取得日以前に存在した事象に関して取得日以後に追加的な情報を入手した結果、時価が変動した場合

暫定的な会計処理の検討の帰結と整合性を図ることができるようにする。

取得日以後に時価が変動する事象が発生した場合

取得後の時価の変動が取得後の事象によるものである場合には、その条件付取得対価契約の内容に応じ、関連する会計基準に従い処理する。

(案２) 条件付取得対価の交付の取扱いについて、現行の取扱いを見直さない。

- ✓ 条件付取得対価を取得日において時価で信頼性をもって測定することは困難である場合がある、

### ４．企業結合とは別個の取引の取扱い

#### (1)概要

- 国際的な会計基準では、識別可能資産及び負債の認識要件として、企業結合において交換したものの一部であることが定められており、企業結合とは別の取引となるか否かの規準も示されているが、我が国の会計基準には、このような取り扱いが明示されていない。

#### (2)国際的な会計基準における考え方

- 取得日時点における識別可能資産及び負債は（企業結合とは）別の取引の結果としてではなく、取得企業及び被取得企業（又は旧所有者）が企業結合において交換したも

のの一部であることが認識要件のひとつとなっている。取得企業は、取得した資産又は引き受けた負債のいずれが被取得企業との交換の一部となるのかを判定しなければならない。被取得企業にとっての交換取引の一部ではない別の取引は、関連する基準に従って会計処理する（（参考資料４）参照）。

(3) 検討の方向性について

(案１) 識別可能資産及び負債の認識条件として、企業結合において交換したものの一部であることを定め、企業結合とは別の取引となるか否かの規準を新たに設ける。

- ✓ 企業結合において、取得原価を配分する被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の範囲は、「支払対価」の対象となるものに限られるべきである。取得企業と被取得企業が企業結合とは別に取決めを行うなどによって、その対象に含めることが適当ではない資産及び負債については、企業結合とは別の取引として認識すべきである。
- ✓ 企業結合とは別の取引と認識された場合には、関連する他の基準に従って会計処理することが経済的実態に合うと考えられる。

(案２) 企業結合とは別個の取引に関して、特段の定めを設けない。

- ✓ 識別可能資産及び負債の認識については、我が国でも国際的な会計基準でも、企業結合日において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で認められる資産及び負債を認識するものとされており、大きな差異はないと考えられる。

**ディスカッション・ポイント２**

- ✓ **適時性等の観点から、現行基準における以下の取扱いの見直さないし明確化について、どう考えるか**
  - **新株予約権の取扱い**
  - **条件付取得対価の交付の取扱い**
  - **企業結合とは別個の取引の取扱い**

以 上



（参考資料１）企業結合に係る特定勘定の取扱い

- 偶発負債（偶発債務）や企業結合に係る特定勘定についての現行の日本基準と国際財務報告基準との異同は次のとおり。

	我が国の会計基準における取扱い	国際財務報告基準における取扱い <sup>3</sup>
偶発負債 (偶発債務)	現在の債務であっても蓋然性が 高くないものは、一般に公正妥当と 認められる企業会計の基準の下で は負債に計上されないため、識別可 能負債として取得原価を配分しな い。	過去の事象から生じる現在の債務 であり、信頼性をもって公正価値を測 定できる場合には、蓋然性が高くない ときでも、識別可能負債として認識さ れる。
企業結合に 係る特定勘 定	一般に公正妥当と認められる企 業会計の基準の下では認識されな いもののうち、取得後に発生するこ とが予測される特定の事象に対応 した費用又は損失であって、その発 生の可能性が取得の対価の算定に 反映されている場合には、識別可能 負債として取得原価を配分する。	取得企業が発生を予想していても 義務付けられていなければ、取得日時 点では識別可能負債としては認識し ない。

<sup>3</sup> 米国会計基準(Topic805「企業結合」(旧 SFAS 第 141 号 (R)))の取扱いも概ね国際財務報告基準の取扱いと同じであるが、偶発負債に関して、取得日の公正価値を決定できない場合には、Topic450「偶発事象」(旧 SFAS 第 5 号)のガイダンスを適用し、発生の蓋然性が高く、金額を合理的に見積ることができるときには、当該金額を認識することとする定めが設けられている。

（参考資料２）現行の日本基準における偶発債務の取扱い

- 偶発債務の会計実務(企業結合時を含む)は、日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第 61 号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」が参照され、債務保証損失引当金については、企業会計原則注解(注 18)に基づく会計処理が適用されていると考えられる。

損失の発生の可能性の程度	損失金額の見積りが可能な場合	損失金額の見積りが不可能な場合
高い場合	・ 債務保証損失引当金を計上する。	・ 債務保証の金額を注記する。 ・ 損失の発生の可能性が高い損失金額の見積りが不可能である旨、その理由及び主たる債務者の財政状態等を追加情報として注記する。
ある程度予想される場合	・ 債務保証の金額を注記する。 ・ 損失発生のある程度予想される旨及び主たる債務者の財政状態等を追加情報として注記する。	・ 債務保証の金額を注記する。 ・ 損失発生のある程度予想される旨及び主たる債務者の財政状態等を追加情報として注記する。
低い場合	・ 債務保証の金額を注記する。	・ 債務保証の金額を注記する。

発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することはできない(企業会計原則注解(注 18))。

## (参考資料3) 新株予約権の取扱い

- 現行の日本基準と国際的な会計基準における、新株予約権の取扱いは以下の通り。

	我が国の会計基準における取扱い	国際的な会計基準における取扱い
(1)被取得企業の従業員等に対し、取得企業の新株予約権を付与する場合		
被取得企業の報酬を代替する義務を負っている場合(被取得企業の従業員等に対する報酬としての新株予約権と引き換えに取得企業の新株予約権を付与する場合)	取得に直接要した支出額に準じて取得原価に含める(企業結合適用指針第50項(2))。	譲渡対価の測定に含める。
企業結合を契機として、新たに代替報酬を付与する場合(被取得企業の報酬を代替する義務を負っていないが付与する場合)	取得原価に含めない(取得日に付与されたものとみて、企業結合後の報酬費用として、権利確定期間にわたって計上される。)	譲渡対価の測定に含めない(取得日に付与されたものとみて、企業結合後の報酬費用として、権利確定期間にわたって計上される。)
(2)被取得企業の株主に対し、被取得企業の株式と交換に取得企業の新株予約権を付与する場合	取得原価に含める(企業結合適用指針第50項(1))。	譲渡対価の測定に含める。
(3)取得に直接要した支出のために取得企業の新株予約権を付与する場合	取得に直接要した支出として取得原価に含め、その測定は、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」第14項及び第15項に準じて行う(企業結合適用指針第48項また書き)。	当期の費用とする。

（参考資料４）国際的な会計基準における企業結合とは別個の取引の取扱い

- 取得企業と被取得企業は、企業結合の交渉が始まる前からの関係若しくは他の取決めを有していたり、交渉中に企業結合とは別の取決めを行ったりすることがある。取得企業は、取得法を適用する一環として、被取得企業に関する移転された対価及び被取得企業に関する交換で取得した資産と引き受けた負債のみを認識する必要がある。
- したがって、取得企業は、取得企業と被取得企業（又は以前の所有者）が企業結合で交換したものの一部ではない金額、すなわち、被取得企業にとっての交換取引の一部ではない金額を識別しなければならないとされている。企業結合ではない別の取引は、関連する基準に従って会計処理する。
- 企業結合前に主として被取得企業（又は旧所有者）の便益ではなく、取得企業又は結合後企業の便益となるように、取得企業のために又は取得企業が実行した取引は、別の取引となる可能性が高いとされ、このような別の取引として、次の例を挙げている。
  - ✓ 取得企業と被取得企業の間における事前の関係を事実上清算する取引
  - ✓ 将来勤務に対し、被取得企業の従業員又は旧所有者に報酬を与える取引
  - ✓ 取得企業による取得関連原価の支払に関し、被取得企業又は旧所有者と清算する取引
- また、なぜ取引を行ったか、誰が取引を取り組んだか、いつ取引を行ったかの要素を考慮して、取引が被取得企業と交換する一部であるのか、企業結合とは別の取引であるのかを区別する必要があるとされている。例えば、次のようなケースは、取得企業又は結合後企業に便益をもたらす、企業結合とは別の取引となる可能性がある。
  - ✓ ある取引が、取得企業又は結合後企業の便益のために取り決められたものである場合
  - ✓ 取得企業が主導する取引又はその他の事象（逆に、被取得企業又は旧所有者が主導する取決めは、企業結合の一部であることが多い。）
  - ✓ 企業結合の条件の交渉中に発生した取得企業と被取得企業間の取引

以上